

平成 29 年 3 月 15 日

国立市議会議長 中川喜美代 様

提出者 遠藤 直弘

〃 石塚 陽一

〃 渡辺 大祐

議案の提出について

議員提出第 4 号議案

日本軍「慰安婦」問題に対する国の誠実な対応を求める意見書に関する決議（案）

上記の議案を次のとおり、会議規則第 13 条の規定により提出します。

日本軍「慰安婦」問題に対する国の誠実な対応を求める意見書に関する決議（案）

国立市議会は平成21年12月18日に「日本軍『慰安婦』問題に対する国の誠実な対応を求める意見書」を可決した。

国立市が可決した先の意見書では、アメリカ、オランダ、カナダ、EUなどの議会において、日本政府に対して「慰安婦」問題の責任を認め、公的に謝罪することなどを求める決議が可決されていることに言及されている。これらの議決の根拠にはクマラスワミ報告がある。クマラスワミ報告はいわゆる「吉田証言」や、ジョージ・ヒックス氏による著書からも引用されている。さらにヒックス氏の著書はその根拠の一部を「吉田証言」としているが、朝日新聞が「吉田証言」を誤報と認め根拠を失っている。よって海外議会の日本に対する決議は、根拠が揺らいでいると考えられる。

平成21年当時の国立市議会本会議における質疑、討論では、意見書は河野談話に立脚して作成されたことが説明されているが、河野談話に関しては、平成26年6月20日に河野談話検証チームが日韓政府の間で取りまとめた政治的文書であったことを明らかにした。

過去の議論に敬意を払わねばならないが、これらの国立市議会の意見書可決以降に明らかになった経緯と事実を鑑みると、「日本軍『慰安婦』問題に対する国の誠実な対応を求める意見書」に記載されている内容は事実と相違すると推測される事項が判明したこと。

「日本軍『慰安婦』問題に対する国の誠実な対応を求める意見書」は地方自治法第99条の定める、当該普通地方公共団体の公益に関する事件とは考えられないこと。

これらの理由から国立市議会は、平成21年12月18日の「日本軍『慰安婦』問題に対する国の誠実な対応を求める意見書」については、それ以前の状態に戻ることを確認する。

以上、決議する。

平成29年3月 日

東京都国立市議会